

「千葉用水施設管理業務」の契約締結について

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成 18 年法律第 51 号)(以下「法」という。)に基づく民間競争入札を行った「千葉用水施設管理業務」について、次のとおり契約締結しました。

(1) 契約の相手方の氏名又は名称

株式会社アクアテルス

(2) 契約の内容に関する事項

ア. 対象公共サービスの詳細な内容及び確保されるべき質に関する事項

1.2.1 達成目標

○共通業務(印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設)

- 1) 管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検等(毎週1回以上)
- 2) 機構の管理施設の障害等による警報・異常を発見した場合は、担当職員に速やかに報告する。(都度)
- 3) その他、担当職員から業務管理責任者を通じて指示する業務(都度)

○印旛沼開発施設に係る業務

- 1) 印旛機場、大和田機場(付帯施設含む)、調整池堤防及び捷水路施設の巡視並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視及び集積・運搬、施錠等の点検。(毎週1回以上)
- 2) 酒直水門並びに酒直機場の軽微な維持補修、不法投棄物等の集積・運搬(都度)
- 3) 印旛機場、大和田機場(付帯施設含む)、酒直水門、酒直機場、調整池堤防並びに捷水路施設の除草(毎週3回以上)
- 4) アオコ発生状況(レベル、範囲)調査(毎週1回以上)
- 5) 大和田機場並びに印旛機場ポンプ運転時等に漂着する塵芥の処理作業(都度)
- 6) 印旛機場、大和田機場並びに天戸、長作制水門の点検及び軽微な整備。(毎週1回以上)

○三用水施設に係る業務

1) 成田用水施設及び北総東部用水施設に係る業務

- ①機構が直接管理する管理施設についての巡視並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検。(毎週1回以上)

- ②成田用水施設のうち、ファームpond等の水質（水温、濁度、PH、DO、導電率、TDS）調査及びアオコ発生状況（レベル、範囲）調査及び記録。（成田用水施設：3カ所について毎週1回以上、3カ所について2週に1回以上、北総東部用水施設：8カ所について毎週1回以上、16カ所について2週に1回以上）
- ③当機構が直接管理する制水弁、排水工、空気弁工の機能調査（調査に伴う弁室内の排水作業を含む）及び調査結果の記録。（3ヶ月に1回以上、成田用水施設：51カ所、北総東部用水施設：134カ所）
- ④幹線水路等充排水作業及びストックマネジメント現地調査等に係る交通誘導及びマンホール蓋開閉操作等の作業。（作業時期は別途指示）
- ⑤カワヒバリガイ付着状況調査（撮影、資材揚げ降ろし、調査後のカワヒバリガイ除去含む）及び記録。（毎月1回以上）

2) 東総用水施設に係る業務

- ①機構が直接管理する管理施設についての巡視並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検。（毎週1回以上）
- ②笹川取水工スクリーンの除塵・集積作業。（毎週2回以上）
- ③笹川取水工自動除塵機の塵芥集積・運搬。（毎週1回以上）
- ④管理施設（笹川取水工他8カ所）の除草。（各施設年2回以上）
- ⑤ファームpond等の水質（気温、水温、PH、導電率、濁度、DO、水の色）調査（7カ所について毎週1回以上、7カ所を含む計14カ所について毎月1回以上）及びアオコ発生状況（レベル、範囲）調査（毎週1回以上、16カ所）及び記録。
- ⑥ファームpondの浮き草除去（撤去・集積）作業。（6月～10月に毎月1回以上、4カ所）
- ⑦幹線水路等充排水作業及びストックマネジメント現地調査等に係る交通誘導及びマンホール蓋開閉操作等の作業。（作業時期は別途指示）
- ⑧カワヒバリガイ付着状況調査（撮影、資材揚げ降ろし、調査後のカワヒバリガイ除去含む）及び記録。（毎月1回以上）

○房総導水路施設に係る業務

【平日に行う業務】

- 1) 長柄ダム、東金ダム巡視（毎日1回以上）
- 2) 長柄ダム、東金ダム水位・水質調査（毎日調査、毎月調査、3ヶ月毎調査）
- 3) 長柄ダム門扉及び車止め（6箇所）の開錠（毎日調査）
- 4) 観測データ整理（毎日1回以上）
- 5) 長柄ダムOP水位計測データ回収（毎月1回以上、10カ所）
- 6) 長柄ダムリリーフウェル等計測（毎月1回以上、8カ所）
- 7) 長柄ダム、東金ダム貯水池定点撮影（10日毎に1回）
- 8) 房総導水路施設（上流部）巡視（隔週で1回）

- 9) 房総導水路施設(下流部)巡視 (隔週で1回)
- 10) 南房総導水路施設巡視 (隔週で1回)
- 11) 施設維持補修及び除草等(都度)管理施設の巡視、点検並びに軽微な維持補修、不法投棄物等の監視、施錠等の点検等(毎週1回以上)
- 12) 観測データ整理

【休日に行う業務】

- 1) 長柄ダム、東金ダム巡視(毎日1回以上)
- 2) 長柄ダム、東金ダム水位・水質調査(毎日調査)
- 3) 長柄ダム門扉及び車止め(6箇所)の開錠(毎日調査)
- 4) 施設維持補修及び除草等(都度)

※東金ダムは8:30~12:00の間のみ実施

○印旛沼開発施設に係る業務(塵芥処理作業(重機等の使用を伴う作業))

大和田機場並びに印旛機場ポンプ運転時等に漂着する塵芥の処理作業。

作業内容、作業時間、作業回数等については以下のとおり見込んでいるが、作業に係る実績が異なった場合は設計変更の対象とする。

なお、作業時期等はその都度担当職員が指示する。

1) 大和田機場における塵芥処理作業

- ・作業内容 陸揚げ、積込み、仮置き場(大和田機場敷地内)までの運搬(約150m)、仮置き場での敷均し
- ・作業時間 8:00から翌々日の8:00まで(48時間(休憩4時間を含む)うち深夜作業12時間)

- ・作業回数 3回(1回/年)

2) 印旛機場における塵芥処理作業

- ・作業内容 陸揚げ、積込み、仮置き場(印旛機場敷地内)までの運搬(約50m)、仮置き場での敷均し
- ・作業時間 8:00から翌々日の8:00まで(48時間(休憩4時間を含む)うち深夜作業12時間)

- ・作業回数 6回(2回/年)

○業務打合せ

管理技術者は、担当職員との打合せを以下のとおり行うものとする。なお、打合せは対面を想定しているが、担当職員と協議の上、Web 会議等により実施することもできるものとする。

1)打合せ場所

千葉県八千代市村上 3139

独立行政法人水資源機構 千葉用水総合管理所

2)打合せ回数

1回/月以上(計:36回以上)

3)打合せ内容

①業務計画書提出時

業務履行開始時及び変更時

②業務日報の提出及び履行状況の確認

印旛沼開発施設、三用水施設及び房総導水路施設毎に実施

③その他業務上必要な場合

1.2.2 達成水準のモニタリングの方法（業務評価）

機構は業務の目標の達成状況に係る確認・評価は、下表の測定方法により行うものとする。

基本的な方針	主要事項	測定方法
施設管理業務を通して、的確な施設の管理を行い、安定的な水供給に努めることを可能とすること。	管理施設の維持管理 ①水質異常、施設の不具合の早期発見 ②印旛沼堤防の除草により堤防異常の早期発見 ③軽微な維持補修による機能や安全性の維持 ④取水工の塵芥作業等による通水機能の確保	業務履行報告書【添付：業務履行調書、業務日報、各点検記録簿、各水質調査記録簿、状況写真】により、月1回の業務履行確認及び完了検査で履行内容を確認

1.2.3 成果品の提出

- (1) 民間事業者は、発注者が指定した様式により、契約書等の定めに従い、契約締結後に関係書類を担当職員を経て、発注者に提出しなければならない。
- (2) 民間事業者が発注者に提出する書類で様式が定められていないものは、民間事業者において様式を定め、提出するものとする。ただし、担当職員がその様式を指示した場合は、これに従わなければならない。
- (3) 民間事業者は、実施した業務の内容及びその他必要事項を記入した業務履行報告書（仕様書第1章第25節）を作成し、発注者に月毎にとりまとめて提出するものとする。

1.2.4 創意工夫の発揮可能性

業務を実施するに当たっては以下の視点から民間事業者の創意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上に努めるものとする。

業務の実施方針に関する提案

民間事業者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

なお、提案は業務実施計画書（仕様書第1章第27節）に記載するものとする。

1.2.5 委託費の支払い方法

民間事業者は、提出した業務実施計画書に基づいて、業務を実施することにより、達成目標（本実施要項 1.2.1 参照）の水準を確保しなければならない。

機構は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）を基準とし、業務規模により、民間事業者との協議・調整により設定する期間毎に委託費を支払うものとし、その支払いは適正な請求書を受理した日から起算して業務の完了時においては30日以内、業務の完了の前においては14日以内とする。ただし、検査の結果、質及び水準が確保されていない場合は、適切に業務を行うよう改善指示（業務の履行中を含む。）を行うこととし、民間事業者は要因分析を行い、業務改善実施計画書を提出し、承諾を得ない限り、委託費の請求はできないものとする。

なお、業務内容等が、担当職員の指示又は担当職員との協議によって変更になった場合は、原則として設計変更を行うものとする。

1.2.6 費用負担等に関するその他の留意事項

(1) 施設等の利用

- 1) 民間事業者は、本業務の実施上必要な庁舎等の施設を、別途使用貸借契約を締結し、無償で使用することができるものとする。
- 2) 前項に掲げる民間事業者が無償で使用できる庁舎等とは、次表に示す施設とする。

対象施設名称		所在地	備考
印旛沼開発施設	大和田機場西別棟	千葉県八千代市村上3139	敷地を含む
成田用水施設及び北総東部用水施設	成田北総管理所控室 (船戸機場)	千葉県香取市佐原イ3076	敷地を含む
東総用水施設	東総管理所事務室及び休憩室	千葉県香取郡東庄町笹川ろ81	敷地を含む
房総導水路施設	房総導水路管理所管理棟	千葉県大網白里市池田455	敷地を含む
	長柄ダム管理棟	千葉県市原市犬成字芝山976-2	

- 3) 民間事業者は、1) に掲げる庁舎等を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(2) 貸与品等

- 1) 貸与品については、各々の施設に係る業務を履行するため、対象施設毎の業務場所にて使用することを原則とする。
- 2) 本業務に必要な次の貸与品等については、別途使用貸借契約を締結し、貸与する。
なお、これらの物品等については、機構職員も使用する場合がありますため、担当職

員より事前に使用の申し出がある場合には、民間事業者は協力しなければならない。

対象施設名称	貸与品名	単位	数量	備考
各施設（共通）	机、椅子	式	1	必要数
印旛沼開発施設	肩掛け式刈払機	台	3	
	歩行型芝刈機	台	2	
成田用水施設及び 北総東部用水施設	肩掛け式刈払機	台	2	
	ポンプパッケージ	台	2	
	ポンプパッケージ用発電機	台	2	
東総用水施設	肩掛け式刈払機	台	1	
房総導水路施設	肩掛け式刈払機	台	3	
	パーソナルコンピュータ	台	1	
	USBメモリ	個	1	

3) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、業務の履行上消費する燃料について、本貸与品に適合する油脂類を確認後使用するものとし、その費用は民間事業者の負担とする。

なお、機構職員が使用する場合に係る燃料については、発注者が負担するものとする。

4) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、貸与品における消耗品（本節第3項に係る油脂類は除く）についての交換・補充及び民間事業者の責によらない修理等を行う必要があると認められるときには、担当職員と協議を行うものとする。

5) 貸与品は本節第2項に示すもののほか、業務履行の必要に応じ、発電機、エンジンポンプ、スコップ等をその都度、発注者より貸与することがある。

(2) 貸与車両等

1) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、本業務に必要な次の車両等（表①専用使用車両、表②共用使用車両）については、別途使用貸借契約を締結し、無償で使用することができるものとする。

表②に掲げる車両については、機構職員も使用する場合がある。担当職員より事前に使用申し出がある場合には、民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は協力しなければならない。

表①専用使用車両

対象施設名称	区分	車種	車名	年式	型式	登録番号	備考
印旛沼開発施設	自動車	最大積載量100	トヨタトヨエース (ダブルキャブ)	R2.1	LDF-KDY281	習志野400	

		0kg				つ93-85	
		最大積 載量3000 kg	三菱ふそうキャン ター (タダノ製クレー ン 2.93 t 吊付き)	H30. 3	TKG-FECSOK 74S004	習志野40 0 す95-72	
	作業 車	工作車	共栄社バロネス (ハ ンマナイフモア 草刈車)	H26. 3	HMC1560		2台
			石川島建設ミニシ ョベルバックハウ	H5.3	30J		
小松ホイールロー ダ			H14.3	WA40			

表②共用使用車両

対象施設名称	区分	車種	車名	年式	型式	登録番号	備考
印旛沼開発施設	自動車	最大積 載量2000 kg	三菱キャンター	R5.9	2RG-FBA30	習志野40 0 て41-17	
成田用水施設 及び北総東部 用水施設	自動車	最大積 載量200 0kg	トヨタトヨエース (ユニック製クレー ン2.3 t 吊付き)	H11.1 0	KK-XZU 37	千葉100 さ37-30	
東総用水施設	自動車	最大積 載量400 kg	ニッサン ダットサ ン	H11.1	GA-LFMD22	千葉100 さ17-19	

2) 印旛沼開発施設以外に係る、次に掲げる業務に使用する車両は、民間事業者で確保するものとする。

- ①ストックマネジメント現地調査に係る業務
- ②カワヒバリガイ調査に係る業務
- ③水質調査に係る業務
- ④水位測定に係る業務
- ⑤軽微な除草等に係る業務

3) 民間事業者は、業務の履行上消費する燃料について、貸与車両等に適合する油脂類を確認後使用するものとし、その費用は民間事業者の負担とする。

なお、機構職員が使用する場合に係る燃料については、発注者が負担するものとする。

4) 民間事業は、車両等を運転するときは、法規等の遵守、車両等の保護、安全な運転、故障等の早期発見に努めなければならない。また、自動車運転中に人身、対物及び車両の事故が生じた場合は、直ちに担当職員に報告し、責任を持ってその処理に当たらなければならない。

なお、事故の報告を受けた場合、発注者並びに民間事業者は直ちにその処置について協議するものとし、事後の処理については協力して処理するものとする。

5) 事故の原因が管理業務員の故意或いは関係法規等遵守事項を怠って発生した事故であると認められる場合は、事故処理に要する全ての経費を民間事業者が負担するものとする。また、その際発注者が加入している自動車保険(表②共用使用車両)を使用する場合は、発注者が負担した保険料(年額相当分)を民間事業者に請求できるものとする。

6) 事故により、発注者が加入している自動車保険(表②共用使用車両)に定める保険金額以上の損害が発生した場合には、発注者と民間事業者が協議し事故処理に要する経費の負担を定めるものとする。

7) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、車両等について次に掲げる措置を講ずる必要があると認められるときには、発注者に当該措置を講ずることを求めることができるものとするが、発注者が当該措置を民間事業者へ指示する場合がある。この場合は設計変更の対象とする。

①車検及び定期点検整備

②タイヤ、バッテリー等車両に係る消耗品の交換・補充

③作業車の付属部品等(履帯等)の取替

④カークーラー等の修理、調整及びガス交換

⑤その他、民間事業者の責によらない修理等で必要なもの

(3) 車両等の保険加入

1) 民間事業者は、業務の履行のために使用する前節1.表①専用使用車両に示す車両等に対して、1.1.1(4)に定める履行期間を保険期間とする自動車保険契約を、次に定めるところを最低条件として締結し、その費用を負担しなければならない。

なお、この条件により難い車両がある場合、民間事業者は事前に協議するものとし、承諾を得るものとする。

〔担保種目及び保険金額〕

イ 対人賠償(1名)	無制限
ロ 対物賠償(1事故)	無制限
ハ 人身傷害	5,000万円
ニ 無保険者傷害	20,000万円
ホ 搭乗者傷害	1,000万円

(医療保険金:入院15,000円、通院10,000円)

※ 表①専用使用車両の石川島建設ミニショベルバックホウにおける
対物賠償の保険金額については、100,000万円とする。

2) 民間事業者は、前項に定める自動車保険契約を締結し、当該証券を受領したときは、速やかに当該証券の写しを担当職員に提出しなければならない。

3) 民間事業は、前項に定める証券の写しを提出できないときは、当該自動車保険契約の申込書の写しと共に、保険料の領収書等の写しを速やかに担当職員に提出し、自動車保険契約が締結していることの証明を提出しなければならない。

なお、この場合において、後日当該証券を受領したときは、速やかにその写しを担当職員に提出するものとする。

4) 機構職員も使用する場合がある前節1. 表②共用使用車両に示す車両については、発注者の負担において当該自動車保険に加入しており、その内容については次のとおりである。

〔担保種目及び保険金額〕

イ 対人賠償（1名）	無制限
ロ 対物賠償（1事故）	無制限
ハ 人身障害	5,000万円
ニ 無保険者障害	20,000万円
ホ 搭乗者障害	1,000万円

（医療保険金：入院15,000円、通院10,000円）

(4) 貸出品等

1) 貸出品については、各々の施設に係る業務を履行するため、対象施設毎の業務場所にて使用することを原則とする。

2) 民間事業者は、業務契約を履行する目的以外で貸出品を使用してはならない。

3) 本業務に必要な次の貸出品等については、各々の施設に係る業務の履行に際して必要とされる場合にその都度貸し出しをする。

なお、これらの貸出品等については、機構職員も使用する場合があるため、使用にあたり、民間事業者は担当職員と調整を図らなければならない。

対象施設名称	貸出品名	単位	数量	備考
印旛沼開発施設	タブレット端末	台	1	
成田用水施設及び 北総東部用水施設	タブレット端末	台	1	
	多項目水質計（ポータブル式）	台	1	
東総用水施設	タブレット端末	台	1	
	多項目水質計（ポータブル式）	台	1	

房総導水路施設	タブレット端末	台	2	
	多項目水質計（ポータブル式）	台	2	
	水位計（巻尺型）	台	4	

- 4) 民間事業は、貸出品を善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 5) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、貸出品について、修復が必要な箇所を発見したときは、速やかに担当職員に連絡するものとする。
- 6) 民間事業者の責に帰すべき事由により、貸出品に修復の必要が生じたときは、民間事業者がその費用を負担するものとする。
- 7) 民間事業者又は業務管理責任者若しくは管理業務員は、貸出品における消耗品についての交換・補充及び民間事業者の責によらない修理等を行う必要があると認められるときには、担当職員と協議を行うものとする。

イ.実施期間に関する事項

令和8年4月1日～令和11年3月31日

ウ.報告、秘密保持その他対象サービスの適正かつ確実な実施の確保のために落札者が講ずべき措置に関する事項

(1) 報告等について

1.2.3 成果品の提出のとおり。

(2) 調査について

1) 機構は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保する必要があると認める時は、法第26条第1項に基づき民間事業者に対し、当該業務の状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所等に立ち入り、業務の実施状況又は帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

2) 立ち入り検査する調査職員等は、検査等を行う際には、当該検査等が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(3) 指示について

機構は、民間事業者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合には、その場で指示を行うことができるものとする。

(4) 機構の監督・確認体制

1) 本契約に係る監督は、独立行政法人水資源機構分任契約職千葉用水総合管理所長（以下「千葉用水総合管理所長」という。）が自ら又は補助者に命じて、立会い、

指示その他の適切な方法によって行うものとする。

2) 本業務の実施状況に係る担当職員等の監督・確認体制は次の通りとする。

① 担当職員等

ア) 担当職員

千葉用水総合管理所長が業務履行の監督を行う者として担当職員に任命した者。ただし、1.2.2のモニタリングは担当職員が行う。

イ) 確認者

千葉用水総合管理所長が業務履行の確認を行う者として確認者に任命した者。

② 確認

民間事業者から成果物の提出があった場合には、確認者は業務履行の確認を行うものとする。

(5) 秘密の保持等について

1) 民間事業者は、本業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2) 民間事業者は、本業務処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ機構の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

3) 民間事業者は、本業務に関して機構から貸与された情報その他知り得た情報を業務実施計画書の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

4) 民間事業者は、本業務に関して機構から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務完了後においても他者に漏らしてはならない。

5) 取り扱う情報は、本業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。

また、機構の許可なく複製しないこと。

6) 民間事業者は、本業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について機構への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。

7) 民間事業者は、本業務の遂行において貸与された機構の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに機構に報告するものとする。

(6) 再委託の取扱い

1) 民間事業者は、業務の全部又は一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2) 前項の「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等をいうものとする。

3) 民間事業者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上、などの簡易な業務の再委託に当たっては、機構の承諾を必要としない。

- 4) 民間事業者は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び約金額等について記載した書面を発注者に提出し、機構の承諾を得なければならない。
- 5) 民間事業者は、業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、一般競争（指名競争）参加資格業者である場合は、指名停止期間中であってはならない。
- 6) 再委託の承諾を受けた場合においても、民間事業者は再委託先の行為について全ての責任を負うものとし、受託義務に違反した場合、機構は再委託の承諾を取り消すとともに、民間事業者は機構における全ての損害を再委託先と連帯して補填するものとする。

(7) 契約の変更及び解除

- 1) 競争参加資格確認申請書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの機構の了解を得なければならない。

2) 契約内容の変更

仕様書で明記した事項が、担当職員の指示又は担当職員との協議によって変更になった場合は、原則として設計変更を行うものとする。

また、機構及び民間事業者は、本業務を改善するため、又は社会情勢や天災などにより本業務の実施に何らかの変更が必要となった場合、協議の上、法第21条に定める手続を経て、契約の内容を変更することができる。

3) 権利義務の譲渡

民間事業者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ、機構の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

4) 契約の解除

4-1) 機構による契約の解除

- ① 機構は、民間事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - 一 その責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - 二 正当な事由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - 三 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

四 4-2) ①によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

五 民間事業者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（民間事業者が個人である場合にはその者を、民間事業者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員という。」）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 民間事業者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、機構が民間事業者に対して当該契約の解除を求め、民間事業者がこれに従わなかったとき。

② 機構は、①の規定により契約を解除した場合において、民間事業者が既に業務の一部を履行しているときは、その履行部分を検査し、当該検査に合格した部分に相当する委託料相当額を民間事業者を支払わなければならない。

③ 民間事業者は、①の規定により契約を解除された場合においては、委託料の10分の1に相当する額を違約金として機構の指定する期間内に機構に支払わなければならない。

④ 機構は、業務が完了しない間は、①の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

⑤ ②の規定は、④の規定により契約を解除した場合について準用する。

⑥ 機構は、④の規定により契約を解除した場合において、これにより民間事業

者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、機構と民間事業者の協議により定めるものとする。

4-2) 民間事業者による契約の解除

- ① 民間事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - 一 機構からの書面による通知により業務の内容を変更したため、委託料の額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 機構からの通知により業務を中止する期間が委託期間の10分の5を超えたとき。
 - 三 機構が本契約に違反し、その違反によって業務を完了することが不可能となったとき。
- ② 4-1) ②及び4-1) ⑥の規定は、①の規定により契約が解除された場合に準用する。

エ.第三者に損害を加えた場合の落札者が負うべき責任に関する事項

本契約を履行するにあたり、民間事業者又はその職員その他の当該公共サービスに従事する者が、故意又は過失により、当該公共サービスの対象権利者等の第三者に損害を加えた場合には、次に定めるところによる。

- (1) 機構が国家賠償法第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、機構は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について機構の責めに帰すべき理由が存する場合は、機構が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について機構の責に帰すべき理由が存するときは、民間事業者は機構に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

・対象公共サービスの具体的な実施体制及び実施方法の概要

業務体制

1. 印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設に配置する管理業務員は、次のとおりとする。業務管理責任者は、業務体制について担当職員へ提出するものとする。

(1) 印旛沼開発施設

管理員A、管理員B及び管理員Cによる業務体制とする。

(2) 三用水施設

管理員A及び管理員Cによる業務体制とする。

実施方法

2. 本業務の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 平日

印旛沼開発施設、三用水施設、房総導水路施設ともに、実施時間は8時30分から17時00分までとし、各々の労働時間は7時間30分とする。

(2) 休日

休日業務は房総導水路施設のみとし、房総導水路管理所での実施時間は8時30分から12時00分まで、労働時間は3時間30分とする。また、長柄ダム管理棟での業務実施時間は8時30分から17時00分まで、労働時間は7時間30分とする。

なお、休日とは土曜日、日曜日、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに12月29日～1月3日及び5月1日とする。

・ 契約の相手方の住所

千葉県香取市鳥羽19-1

・ 契約金額

279,400,000 円

・ 契約締結日

令和8年3月13日

以上